・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、前記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、前記(3)で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会（以下「ＩＣＲＰ」という。）等の勧告、特にPublication１０９、１１１や国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）のＧＳ－Ｒ－２等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

第２　原子力災害事前対策

(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、炉規法、原災法等に基づき、原子力災害予防対策が講じられる。しかし、原子力災害予防対策を講じているにもかかわらず、原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等が、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を、事態の段階に応じた最適な方法で緩和し、影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、様々な行動をとらなければならない。

これらの行動が、事態の段階に応じて有効に機能するためには、平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分に行っておく必要がある。

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について

①　緊急事態の段階

緊急事態においては、緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の詳細について検討しておくことが有効である。準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う必要がある。初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う必要がある。中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う必要がある。さらに、復旧段階では、被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

②　緊急事態初期における防護措置の考え方

前記①の緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このように防護措置を講じるためには、次のように、緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する必要がある。

(i) 緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）として設定する。ＥＡＬの具体的内容については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(ii) 運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「ＯＩＬ」という。）として設定する。ＯＩＬの具体的水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(3)

①　原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

②　原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、次のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のＥＡＬに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。ＰＡＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から三～五キロメートルの間で設定すること（五キロメートルを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径五キロメートル」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Planning Action Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響を最小限に抑えるため、先述のＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。ＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から五～三十キロメートルの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね三十キロメートル」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。